川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程(昭和42年川崎市教育委 員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

Γ

学校	小学校、中学	4週間を通じ1週間に	3 時間45分か	勤務時間が	4週間を
	校及び特別支	つき38時間45分	ら11時間45分	6 時間を超	通じ8日
	援学校に勤務	(校長)	までの範囲内	える場合は	以上
	する教育職員			勤務時間の	
				途中におい	
				て45分、8	
				時間を超え	
				る場合は勤	
				務時間の途 務時間の途	
				中において	
				1 時間とす	
				る。	
	小学校、中学	38時間45分	7 時間45分	勤務時間の	日曜日及
	校及び特別支	(校長)		途中におい	び土曜日
	援学校に勤務			て45分	
	する学校栄養			1 > 0	
	職及び学校事				
	務職である職				
	対域である戦				
		0.0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	7 II+ 88 45 /\	#1. 7分 1十 111 .0	
		38時間45分	7 時間45分	勤務時間の	日曜日及
	校及び特別支	(校長)		途中におい	び土曜日
	援学校に勤務			て1時間	
	する業務職で				

ある職員				
高等学校に勤	1 38時間45分	1 7時間45	1 勤務時	1 日曜
務する教育職	(校長)	分	間の途中	日及び
員			において	土曜日
			45分	
	2 修学旅行において	2 3時間30	2 勤務時	2 4 週
	生徒を引率して行う	分から12時	間が6時	間を通
	指導業務に従事する	間までの範	間を超え	U8 E
	場合は、当該業務に	囲内	る場合は	以上
	係る勤務日を含む4		勤務時間	
	週間を通じ1週間に		の途中に	
	つき38時間45分とす		おいて45	
	る。		分、8時	
	(校長)		間を超え	
			る場合は	
			勤務時間	
			の途中に	
			おいて1	
			時間とす	
			る。	
高等学校に勤	38時間45分	7 時間45分	勤務時間の	日曜日及
務する一般事	(校長)		途中におい	び土曜日
務職及び業務			て1時間	
職である職員				

Γ

学校	小学校、中学	4週間を通じ1週間に	3時間45分か	 勤務時間が 	4週間を
	校、高等学校	つき38時間45分	ら11時間45分	6 時間を超	通じ8日
	及び特別支援	(校長)	までの範囲内	える場合は	以上
	学校に勤務す			 勤務時間の	
	る教育職員			途中におい	
				て45分、8	
				時間を超え	
				る場合は勤	
				 務時間の途	
				中において	
				1 時間とす	
				る。	
	小学校、中学	38時間45分	7 時間45分	 勤務時間の	日曜日及
	校及び特別支	(校長)		途中におい	び土曜日
	援学校に勤務			て45分	
	する学校栄養				
	職及び学校事				
	務職である職				
	員				
	小学校、中学	38時間45分	7 時間45分	勤務時間の	日曜日及
	校、高等学校	(校長)		途中におい	び土曜日
	及び特別支援			て1時間	
	学校に勤務す				
	る一般事務職				
	及び業務職で				
	ある職員				

に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

制定理由

市立高等学校に勤務する教育職員に変形労働時間制を導入するため、この訓令を制定するものである。

	改正後										改正前	前		
	○川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程							○川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程						
	昭和42年3月31日教委訓令第2号					2 号					昭和42年:	3月31日教	委訓令第2	
((第1条~別表第1 略)							(/	第1	条~別表第1	1 略)			
別表	第2	(第2条関係	系)		1		另	川表2	第 2	(第2条関係	系)	1		,
			1週間の勤務時間								1週間の勤務時間			
	所属	種別	(勤務時間等を割	勤務時間	休憩時間	週休日		Ē	折属	種別	(勤務時間等を割	勤務時間	休憩時間	週休日
			り振る者)					1			り振る者)			
	学校	小学校、中	4週間を通じ1週	3 時間45分	勤務時間	4週間		<u> </u>	学校	小学校、中	4週間を通じ1週	3 時間45分	勤務時間	4週間
		学校、 <u>高等</u>	間につき38時間45	から11時間	が6時間	を通じ				学校及び特	間につき38時間45	から11時間	が6時間	を通じ
		<u>学校</u> 及び特	分	45分までの	を超える	8日以				別支援学校	分	45分までの	を超える	8日以
		別支援学校	(校長)	範囲内	場合は勤	上				に勤務する	(校長)	範囲内	場合は勤	上
		に勤務する			務時間の					教育職員			務時間の	
		教育職員			途中にお								途中にお	
					いて45分、								いて45分、	
					8時間を								8時間を	
					超える場								超える場	
					合は勤務								合は勤務	
					時間の途								時間の途	
					中におい								中におい	
					て1時間								て1時間	
					とする。								とする。	
		小学校、中	38時間45分 (校長)	7 時間45分	勤務時間	日曜日				小学校、中	38時間45分(校長)	7 時間45分	勤務時間	日曜日
		学校及び特			の途中に	及び土				学校及び特			の途中に	及び土
		別支援学校			おいて45	曜日				別支援学校			おいて45	曜日
		に勤務する			分					に勤務する			分	

改正後						改正前				
学校栄養職 及び業務 職 小学校 が が が を が を が を が を が を が を を を を を を	38時間45分 (校長)	7 時間45分	の途中に	日曜日及び土曜日		学校学で 務職 学校 別 数 で 学校 学 で が 学校 支援 教職 員 学校 支援 務職 員 な で ま な ま な ま な ま な ま な ま な ま な ま な ま な	38時間45分	7 時間45分	の途中に	日曜日及び土曜日
である職員 (削る)						高等学校に 勤務する教 育職員		1 7時間 45分 2 3時間 30分から 12時間ま での範囲 内	1勝期間中い分動間時超場動間中い分動間時超場動間中い分間1時後お5時5日<	1 曜及土日 週をじ日上日日び曜 4間通8以

∞	

改正後	改正前
(削る)	高等学校に 勤務する一 般事務職及 び業務職で ある職員 38時間45分 (校長) 7時間45分 動務時間 の途中に とする。 日曜日 及び土 おいて1 時間と おいて1 時間
この表中1週間の勤務時間の欄における勤務時間等を割り振る者は、勤務	備考 この表中1週間の勤務時間の欄における勤務時間等を割り振る者は、勤務時間、休憩時間又は週休日の割振りを行うものとする。 (以下 略)